平成２２年（フ）第２１５５号
福岡市城南区鳥飼７丁目３番24―402号
債務者　奥間　邦子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２５号
盛岡市厨川２丁目24番８―509号、旧住所岩手県紫波郡紫波町高水寺字古屋敷180番地16
債務者　佐々木秀孝
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５２２号
盛岡市流通センター北１丁目８番２―301号
債務者　大谷　裕之
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５３２号
岩手県八幡平市大更第４地割219番地
債務者　田村　雄一
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５３３号
盛岡市門２丁目８番５号　ラフィナードＡ―202号
債務者　田村　雅子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５３５号
盛岡市前九年２丁目16番10号
債務者　藤川るみ子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５３８号
盛岡市つつじが丘41番５―304号
債務者　面来　砂織
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５４０号
盛岡市西仙北１丁目37番４―103号
債務者　谷藤マリ子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５４１号
盛岡市厨川２丁目19番13―502号
債務者　川村　由加
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５４３号
盛岡市館向町24番６号
債務者　大塚　繁巳
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５４４号
盛岡市向中野字才川32番地
債務者　平賀　洋夫
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１３７号
福島県会津若松市門田町大字御山字村下305番地の１　門田の家、前住所福島県会津若松市材木町２丁目７番４号　市営住宅材木町団地Ｂ棟８号
債務者　田代　完治
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第４２４号
新潟市東区紫竹７丁目３番10号　エーデルワイス106号、前住所新潟県新発田市月岡温泉493番地14
債務者　梅津　浩二
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５号
新潟県上越市南新町４番５―33号　市営南新町住宅Ｅ棟33号
債務者　坂詰　伸雄
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１５１号
富山県南砺市荒木980番地　ひまわり団地１号棟22号室
債務者　工藤　悠市
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１５８号
富山県射水市放生津町５番４号
債務者　網谷　洋輔
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１７６２号
名古屋市千種区東千種台14番９号　東千種台ハイツ２Ｂ
債務者　中奥　正子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部